

漢方薬の原料となる薬用作物の生産を支援します。
～ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 ～

支援内容

1. 実証ほの設置

安定した生産に資する**栽培技術確立**のための**実証ほの設置**を支援します。



補助率

定額

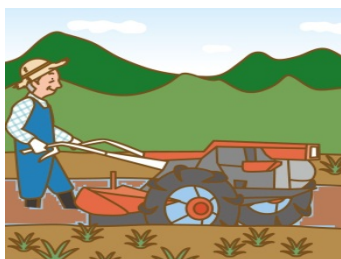
(ただし、農業機械リースは1/2以内)

事業メニュー

- ほ場借り上げ代
- 肥料・農薬等の資材費
- 農業機械のリース
- 技術指導の講師のための旅費・謝金 等

2. 農業機械の改良

低コスト生産体制確立に必要な**農業機械の改良**を支援します。



補助率

定額

事業メニュー

- 農業機械の改良に係る経費
 - 農業機械の購入費 (改良用に限る。)
- (※農業機械の改良は機械メーカー等と一体的に行います。)

3. 栽培マニュアルの作成

栽培技術を普及させるための**栽培マニュアルの作成**を支援します。

補助率

定額

4. 検討会の開催

地域の実情に応じた**品種の選定**、**事業の進行管理**、**成果のとりまとめ**等のための検討会の開催を支援します。



補助率

1/2以内

事業実施主体

- 都道府県
- 市町村
- 農業協同組合
- 農事組合法人
- 農業生産法人
- 協議会
- その他農業者の組織する団体 等



・何を栽培したら良いのか。
・どうやって作るのか。

・よし！
薬用作物を栽培するぞ！



対象作物の範囲

- 漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料に使用されるもの
- 健康食品向け等漢方薬の原料以外に使用されるもの

(とうき)



(しゃくやく)



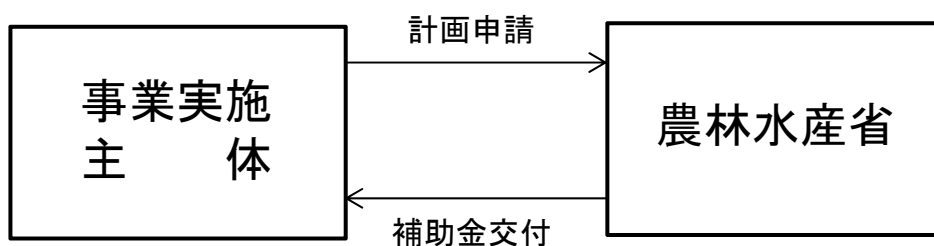
(甘草)



補助要件

- 受益農家及び事業参加者が3戸以上
- 1薬用作物当たりの設置面積が原則5アール以上
- 栽培面積又は生産量の拡大に結びつく取組であること

手続の流れ



詳細については、生産局地域作物課地域作物第3班(☎03-6744-2117)までご連絡ください